

千葉県美浜区選挙管理委員会告示第1号

令和3年3月21日執行予定の千葉県知事選挙及び千葉市長選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により、本区の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。

令和3年2月15日

千葉県美浜区選挙管理委員会委員長 久保田寅英
登録の移替えを延期する期間

令和3年2月17日から令和3年3月21日まで